

検事長 殿

検事正 殿

次長検事 山 元 裕 史

(公印省略)

保釈請求への対応に当たっての留意点について (依命通知)

保釈請求への対応に当たっては、検察官は、個々の事案ごとに、当該事案における諸事情を踏まえ、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）（以下「刑訴法」という。）89条各号に掲げる事由の有無並びに刑訴法90条が規定する考慮事情の有無及び程度を検討し、適切に対応する必要があります。

当庁令和7年8月7日付け「噴霧乾燥器の輸出に係る外国為替及び外国貿易法違反等事件における捜査・公判上の問題点等について」記載の検証結果にも鑑み、保釈請求への対応を一層適切なものとするため、改めて以下の各点に留意願います。

1 罪証隠滅のおそれの有無及び程度の判断について

罪証隠滅のおそれの有無及び程度については、被告人の供述状況のみならず、当該事案の証拠関係、立証構造及び公判における手続の進行状況（公判前整理手続が行われた事件においては、同手続により整理された争点と立証の予定）等を的確に踏まえつつ、被告人を釈放した場合、罪証隠滅の客観的可能性及び実効性があるか（罪証隠滅のための証拠に対する具体的な働き掛けが客観的に実行可能であるか、その働き掛けによって終局的判断や公判審理に不当な影響を及ぼすおそれがあるか）、罪証隠滅の主観的可能性があるか（被告人に具体的な罪証隠滅行為に出る意図があるか）などを具体的・実質的に検討し、適切に判断する必要がある。

その上で、保釈請求に対し、被告人による罪証隠滅のおそれがある旨の意見を述べる場合には、その内容を意見書に具体的に記載する必要がある。

2 刑訴法90条が規定する「被告人が受ける健康上の…不利益の程度」の考慮について

刑訴法90条が規定する「被告人が受ける健康上の…不利益の程度」の考慮に当たっては、必要に応じて留置施設等への照会を行うなどし、被告人の健康状態に関わる事情の有無及び内容を的確に把握した上で、外部の医療機関における入

院・治療等が必要と認められる場合には、医療機関によっては勾留執行停止中の者に対する検査や治療等が制限される場合があり得ることも踏まえ、保釈の必要性・相当性について、具体的に検討する必要がある。

なお、拘置所等に勾留中の被疑者・被告人の病状等に関する拘置所等との情報共有等については、令和7年8月29日付け最高検安96号次長検事依命通知「拘置所等に勾留中の被疑者・被告人の病状等に関する情報等の適切な把握について」が発出されているので、留意されたい。

3 決裁官への適時・適切な報告・相談及び決裁官による的確な指導の徹底について

適切な保釈請求への対応のため、主任検察官は、保釈請求への対応について、決裁官に適時・適切に報告し、決裁官も、個々の事案ごとに、主任検察官からの報告内容や証拠関係を踏まえ、罪証隠滅のおそれの有無及び程度や被告人が受ける健康上の不利益の程度等を具体的に確認し、主任検察官に対する的確な指導を行うことを徹底する必要がある。